

非常変災時の対応【地震災害】

①登校に関して

高山市、生徒が居住する市町村または、通学の経路において震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とする。

ア 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。

イ 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、生徒・保護者に示す。

②下校に関して

震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

ア 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒の下校について判断する。下校させる場合は保護者への引き渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域については、帰宅させることができる。その際、自宅への到着確認を確実に行う。また、保護者と連絡がとれない、日没までに自宅に到着できないなど生徒に危険が及ぶ可能性があるとして予想される場合は、学校に留め置く。

③情報の把握、伝達に関して

震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を把握する本部（担当者）を置く。

ア 保護者へ確実に連絡する。保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

県立学校 非常変災時の対応方針（地震編）

◎児童生徒の動き

